

卒業期及び学年末・学年始めにおける児童生徒の指導について

群馬県教育委員会

卒業期及び学年末・学年始めは、児童生徒にとって学校生活のまとめや反省をするとともに、新たな抱負や希望を抱く大切な時期です。

しかしながら、この時期は、進級、進学などに伴う不安や緊張感から、情緒的に不安定になったり、心理的な解放感から問題行動や事故等が発生したりしやすい傾向にあります。

各学校においては、下記の事項に配慮し、この時期の意義と過ごし方について十分に御指導いただくとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、問題行動や事故等の防止に万全を期すようお願いいたします。

記

《重点指導事項》

1 健全育成の推進

- (1) 進級、進学、就職に関わる意義の理解と新年度の生活計画の立案
- (2) 規則正しい生活習慣の確立とあいさつの励行
- (3) 感染症予防を含めた心身の健康の保持増進
- (4) 家庭学習、部活動、読書等への計画的な取組
- (5) 家庭内の役割分担と積極的な取組

2 安全指導の徹底

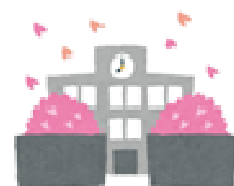
- (1) 交通事故の防止と交通マナーの育成
- (2) 家庭や地域と連携した日常生活における安全の確保
- (3) 屋外での遊びや外出等における事故の防止
- (4) 部活動等における事故の防止及び登下校時における安全の確保

3 問題行動等の未然防止

- (1) 家出や無断外泊の防止、誘拐等の犯罪被害防止
- (2) スマートフォン・インターネット端末等によるトラブル・依存症・性犯罪等の防止
- (3) 深夜徘徊及び好ましくない遊技場等への出入りの防止
- (4) 飲酒・喫煙、薬物乱用の防止
- (5) 万引き・暴力行為等の防止
- (6) 暴走族等への加入の防止

4 新しい学校生活に向けた支援

- (1) 新しい環境における良好な人間関係づくり
- (2) 長期欠席児童生徒への個別の支援・援助
- (3) 学年始めにおけるいじめ、不登校、自殺等の未然防止



【指導上の留意点】

卒業期	<ul style="list-style-type: none"> ○進路や人間関係等に関する不安や悩みから問題行動等に走ることがないように、一人一人の児童生徒理解に努めるとともに、必要に応じて電話連絡や家庭訪問を行うなど、家庭と連携した指導・支援に努める。 ○卒業式をはじめとする卒業関連行事を安心・安全の中実施できるよう、校内の指導体制を整えるとともに、地域や関係機関との連携を図る。
学年末	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人のよさや成長を認めたり、自己の課題を自覚させたりして、新年度の学校生活への期待や目標をもてるようにする。 ○長期欠席児童生徒について、当該児童生徒の心理的な状態や取り巻く環境等を踏まえたうえで、電話連絡や家庭訪問を行うなど、個々の状況に応じた支援に努める。 ○いじめや不登校等で、配慮を要する児童生徒については、校内や学校間での情報共有や引継ぎを十分に行うとともに、家庭と連携を図りながら切れ目なく支援する。 ○「春の青少年健全育成運動」（3月15日～4月30日）の趣旨を踏まえ、家庭、地域及び関係機関等との連携を図り、児童生徒の健全育成を一層推進する。 ○情報モラルについての指導を徹底して、SNSやゲームサイト等のインターネットを利用したトラブルの未然防止を図る。 ○好奇心や興味本位からネット上の有害情報に関わらないよう指導を徹底し、性被害・性犯罪の未然防止を図る。 ○児童生徒の健全育成、問題行動等の未然防止が図られるよう、「万引（窃盗）防止プログラム（小学校）」、「非行防止プログラム2～ネットトラブルについて考えよう（中学校）令和2年度改訂」、「群馬県ネットリテラシー向上教材」、セーフネット標語「おぜのかみさま」を活用するなど事前指導の徹底を図る。 ○不審者への対処も含め、犯罪から自分の身を守るための方策などについての指導を徹底するとともに、家庭でも話合いの機会をつくるよう依頼する。 ○中学校の部活動においては、生徒の健康や体力に配慮するとともに、「適正な部活動の運営に関する方針」、「中学校・高等学校運動部活動指導資料」、「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」に基づいて適切な指導を行う。なお、感染症を予防するため、学校生活と同様に、対策を徹底した上で実施する。また、部活動等での登下校における安全指導の徹底を図る。 ○児童生徒の悩みや相談を広く受け止めることができるよう、各市町村が設置している相談窓口に加え、「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）や「子ども教育・子育て相談」（0270-26-9200）などの周知を図る。
休業中	<ul style="list-style-type: none"> ○PTAや地域の関係者と連携し、校区及び隣接地区のパトロールを実施するなど、犯罪被害や問題行動の防止のための指導・援助に努める。 ○不安や悩み等を抱える児童生徒については、必要に応じて休業中も本人や保護者と連絡を取り合うなどして、問題が深刻化しないよう努める。 ○保護者に休業中の児童生徒の見守りを依頼するとともに、心配な様子が見られる場合は、家庭訪問・電話等により、連絡を密に取り、関係機関と連携して家出や無断外泊等の防止のための指導・援助を行う。
学年始め	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒ができるだけ早く新しい学級や学校になじめるよう、学級における指導を中心とした人間関係づくりの工夫に取り組む。 ○児童生徒の行動や態度の観察により、実態を的確に把握するとともに、必要に応じて早期に適切な指導を行う。特に、新年度における児童生徒の基本的な生活習慣の乱れ等については、家庭との連携を密にし、きめ細かに指導する。 ○新入生については、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を緊密にとったり、新入生オリエンテーション等を意図的・計画的に実施したりする。 ○新入生は、通学路等の道路環境に不慣れで交通事故に遭いやすいことが考えられることから、具体的な通学路の危険箇所や事故事例を示すなどして、交通事故防止のための安全指導を行う。 ○児童生徒にとって学年始めは、生活環境や人間関係等の変化により、精神的動揺が生じやすく自殺者が増える傾向にあることを踏まえ、危険因子の多く見られる児童生徒の態度に現れる微妙なサイン（自傷行為・ほのめかし）を見逃さないよう、全教職員で情報共有する。また、自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、関係機関との連携を含め、組織的に対応する。 ○保護者が把握した児童生徒の不安や悩み等に対し、学校と家庭が連携してきめ細かに取り組む。